

五島市沖協議会構成員による説明会議事録

日時 令和2年8月6日（木）13:30～14:30（オンライン）

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

それでは、定刻になりましたので長崎県五島市沖公募における協議会構成員による説明会を開始させていただきます。わたくし、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課課長補佐の山本慎一郎でございます。本日は冒頭含め、全体の進行を担当させていただきます。本日はSkype for Businessを利用したオンライン方式により実施します。回線を安定させるため、ビデオ機能は常にオフの状態でご説明させていただきます。万が一途中で音声の乱れやインターネット回線の不具合により会議の運営が中断する可能性もゼロではございませんが、ご参加の皆様にはどうかご理解とご協力を賜りますと幸いです。トラブルが生じた場合等は、事前にメールをしております事務局まで連絡をお願い申し上げます。参加いただく皆様におかれましてもマイク機能及びビデオ機能をオフにいただき、後ほどご説明させていただきますが、ご質問等のときマイクのみオンにいただき、発言していただきますようお願いいたします。

本題に入ります前に本日の説明会の趣旨について説明いたします。本日の説明会は事業者の皆様において公募占用計画の提出に向け、協議会の構成員等のご意見を的確に把握いただく機会を設けることで事業計画等の検討を進めていただくためのものです。つきましては、公募占有指針（別添2）「長崎県五島市沖における協議会意見とりまとめ」（公募占有指針の67ページ、68ページ、69ページ）を本日は説明させていただくことになります。後半には質疑の時間も確保する予定ですが、ご参加者も多数にのぼっております、何卒進行にご協力をいただけますようお願い申し上げます。また、一部メディアの方からも参加の申し込みがありましたので、進行に支障のないという範囲内でご参加をいただいておりますので申し添えます。

わたくしから、協議会構成員側の参加者をご紹介します。協議会構成員は再エネ海域利用法第9条を踏まえて定められており、まず本日参加している国側のメンバーとしましては、経済産業省のわたくし、山本慎一郎、ほか事務局数名が霞が関から参加しております。また、国土交通省においても担当の佐藤さん、ほか数名が霞が関から参加しております。それから農林水産省水産庁においても霞が関から小林様に参加

いただいております。この後長崎県庁以降も紹介させていただきますが、特にお断りのない限りは現在マイクがオンになっている五島市の会場からの参加ということにさせていただきます。長崎県庁からは新産業創造課黒島様ほかご担当の皆様に参加いただいております。長崎県五島市からは産業振興部井川部長様ほかご担当の皆様に参加いただいております。それから協議会の構成員でございますが、再エネ海域利用法第9条第2項に構成員の定めがございますして関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者も協議会の構成員に含まれてございます。本日ご参加いただいているのは、五島ふくえ漁協熊川組合長、五島漁協金田専務理事、奈留町漁協出口参事、長崎県旋網漁業協同組合は長崎県庁会場柳村専務理事（長崎県庁会場から）、またその他の利害関係者として長崎旅客船協会木口副会長、それからNTTワールドエンジニアリングマリン株式会社田島様（長崎県庁会場から）、それから学識経験者として協議会の座長を務めていただいております長崎総合科学大学の池上学長のみ五島市会場から参加いただいております。もう一方協議会の学識経験者として参加いただいております東京海洋大学名誉教授松山優治先生は本日ご都合の関係で欠席でございます。

事前のご説明として最後に留意事項として2点改めてご連絡をさせていただきます。

一点目は先ほどと重複しますが、Skype会議中はマイク機能、ビデオ機能をオフにしていただき、ご質問等でご発言される時のみ、マイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。二点目はご発言、ご質問の方法についてでございます。ご説明の後、後半に質疑の時間をとりますが、ご質問を希望する参加者の方はSkype for Businessのチャット欄にご自身の参加者番号、「〇〇番です、質問があります」とのみ記載いただきますようお願いいたします。その後時間の制約が許すまで順番に指名させていただく形とさせていただきますが、ご質問の内容は、その後マイクをご指名のあとにオンにいただき、口頭で質問をしていただきますようお願いいたします。重要な点ですが、ご質問の際にご所属・ご氏名等は名乗ることの無いようにご注意をいただければと思います。長くなりましたが進行・留意事項について経済産業省山本が説明させていただきました。それでは本題ということで説明のパートに入らせていただきます。ここから先は座長の池上先生にお願いできればと思います。池上先生よろしく申し上げます。

○池上座長

「長崎県五島市沖における協議会」の座長を務めさせていただきます池上でご

ざいます。五島市崎山沖の促進区域指定に向けまして、これまでに2回の協議会を開催して、協議会意見を取りまとめることができました。これは、漁業者の皆さまをはじめとした地域の方々の、洋上風力発電に対する深いご理解と、五島市が長い時間をかけ、地域の方々と一緒に取り組んできた“再エネを活用した島づくり”に対するご努力の賜物と考えております。

その結果として、昨年末に五島市沖海域が促進区域に指定されたわけですが、今こうして事業者公募の手続きが進められているわけで、非常に嬉しく感じております。本海域における洋上風力発電事業の一刻も早い実現を目指す、協議会構成員の皆さま、国、県及び市のご尽力に、この場をお借りして厚くお礼申し上げる次第です。

さて、協議会におきましては、洋上風力発電事業と、漁業者の皆さまをはじめとした地域の方々との共存共栄を大前提として議論を行い、意見を取りまとめたので、その内容について、御説明したいと思っております。最初に長崎県から取りまとめに関する全般的な説明をお願いいたします。

○長崎県新産業創造課 黒島企画監

長崎県 新産業創造課の黒島です。私から、協議会意見全般について説明させていただきます。

池上座長からご紹介がありましたとおり、昨年10月10日に第1回目の協議会を、11月25日に第2回目の協議会を開催し、当該海域を「浮体式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。」旨の結論に至っております。

ただし、指定に当たっては、協議会意見とりまとめに記載した留意事項について、公募から発電事業終了までの全過程において留意することを、発電事業者に求めるものとなっております。

それでは、協議会意見とりまとめに記載されている各留意事項について説明させていただきます。

まず、**留意事項の「(1) 全体理念」**におきましては、発電事業者に対し、「地元との共存共栄の理念について理解し、地方創生にも資する発電事業の実施に努めること」を求めるとともに、「発電事業者が本協議会意見を順守していただく場合において、協議会は当該海域の利用について了承する」こととしております。

特に、「地元との共存共栄」につきましては、協議会において「大前提である」との強

い意見が出されており、地域全体としても、共存共栄の延長線上に、漁業の生産性向上、雇用の増加、新産業の創出といった地方創生が実現されることを、大きく期待するものでございます。

次に、留意事項の「(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について」の部分ですが、共存共栄の礎となる「信頼関係の構築」に努めること、「地域や漁業との協調・共生のための基金」を設立すること、及び「漁業影響調査」を行うことを求めています。基金の設立につきましては、五島市が条例を制定することにより、透明性を確保したうえで、漁業の経営向上につながる施策を、適正に展開することをイメージしておられます。

また、漁業影響調査につきましては、海域の関係者に加え、学識経験者と地元自治体の意見も聴いていただき、当該海域の実情と地元のニーズに合った内容をご検討いただくことを求めています。

次に、留意事項の「(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等について」、「(4) 建設に当たって」、「(5) 発電事業の実施に当たって」の部分につきましては、事業計画の各段階において、漁業、既設構造物、及び船舶運航への支障について十分に考慮いただき、十分な時間的余裕をもって関係者への丁寧な説明、相談、協議、及び、調整を行うことと、これらに基づく必要な措置を講ずることを求めるものです。

本協議会の構成員の皆さまは、洋上風力発電導入について、協調できるところは協調するスタンスであり、発電事業者と地域関係者の皆さまが理解しあうことが必須と認識しておられます。そのため、細やかな情報共有と地域関係者の意見をくみ取っていただく必要があると考えております。

更に、事業が進行するに伴い、様々なトラブルが発生する懸念があり、例えば風車の運転、漁業の操業、及び、様々な船舶の運航などについて、ルール化が必要になることにも言及しております。

次に、留意事項の「(6) 環境配慮事項について」では、環境影響評価の適切な実施を、協議会からも改めて求めるとともに、事業による騒音、振動、浸食、砂の動き、設備に付着する生物の死骸の堆積、及び、海水や海底の汚染など、起こらないとは言えない懸念事項について、しっかりと監視していただき、何かあった場合には適切に対処していただくことを求めています。

更に、本県特有の配慮事項として、世界文化遺産である「長崎と天草地方の潜伏キリ

シタン関連遺産」の構成資産からの眺望について、具体的な風車配置検討の中で、しっかりとご配慮いただく必要があることを求めています。

次に、留意事項の「(7) その他」では、最大 30 年間という海域占用期間の中で、事業の進捗状況の報告や、新たに発生した問題についての情報共有と、解決に向けた協議などを行う場として、協議会を引き続き運用していくことを記載しており、選定事業者の決定後は、当該事業者様にも協議会構成員となっていただくことを考えております。

最後に、冒頭で申し上げた内容の繰り返しになりますが、ただ今ご説明させていただきました留意事項につきまして、公募から発電事業終了までの全過程において、留意することを条件とし、本促進区域内における洋上風力発電事業の実施について、了承するものとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○池上座長

ありがとうございました。続きまして、協議会構成員の方々からそれぞれのお立場での補足・説明をお願いいたします。まず、地元漁業の観点から五島ふくえ漁業協同組合の熊川組合長、いかがでしょうか。

○五島ふくえ漁協 熊川組合長

はい。五島ふくえ漁協の熊川でございます。本日は漁業者の代表として、隣の五島漁協の金田専務、奈留町漁協の出口参事に出席をいただいておりますが、3 漁協の中で実際に今回行われた環境省の実証事業・実験及びいま移設している地域が私ども漁協の方に近いということも含めて、私の方から若干補足の説明をさせていただきたいと思えます。

また、説明に当たりまして、今日までの経過を語ろうかと思えますが、五島地域においては既に、先ほど言った環境省の実証事業から時間が経っておりますのでそういったことをご理解をいただければと思えます。

実は今から 10 年前になるんですが、本日座長を務めております池上先生も関係しておったんですが、先ほど言いました環境省の実証事業として日本で初めてこの事業を行いたいということが私は発端であったらうと思えます。

私個人の意見ですが、その時に、五島市議会議長を拝命しておったんですが、五島市

の活性化そして、水産業の発展のために、この事業は必ずや実現させたい、実現していきたいというふうに考えて物事の出発点を得ることができました。その代わり、今現在組合長をさせていただいておりますが、何と言っても海を活用する、海を利用するというのであれば、漁業者のご理解をいただければ、決して、どんなに日本の技術者が高等な技術を持っておっても、これは進まない話である。

キーを握るのは、漁業者の理解を得ること。なおかつ共存共栄、お互いに持ちつ持たれつ、Win-Win の関係でないと漁業者の方々のご理解を得ることは難しいということを取り組んでまいりました。

そういったことも含めて、今現在、国、県、市のおかげで当海域が促進区域ということで指定されたことは、非常に私どもにとりまして大変喜ばしいことでありまして、まあ、どちらかと言いますと、一日も早い実現を五島市の関係者の皆様方は望んでいるという実態ではなかろうかと思っております。

実は、Win-Win の関係の中で、私が一番、関係者の一人として期待しているのが、浮体式洋上風力発電にはですね、風力発電が魚礁の効果を果たしております。近くにいる漁業者の皆さん方は既にですね、まあ、民間事業じゃないですけど、今五島市が所有という形になっておりますが、ああいう施設によって魚があそこに集まるということがわかっております。従いまして、漁業者の一部の方にはですね何としても10基じゃなくてたくさん据えてもらいたいという声も私はいただいたことがございます。そういったことも含めて、あそこに、この事業を進めることによって、魚が集まり、そしてまた、近隣の漁協の皆様のご同意もいただきながら、その浮き魚礁だけで魚が釣りにくい場合は、新たに魚礁を設置して海洋牧場が誕生すればというふうに思っております。そういったことが実現することによって、一人でも多くの若い人たちが、そういうことであればあまり燃費も使わない、そして既に魚がそこに集まっていることがわかっているということを活用して、一人でも若い人たちが、この五島の水産業の後継者に育てていただければなという思いを、と言いますか、私の夢を持って、そういったことを実現することによって、わたくしは日本で初めてこの五島海域でやっておりますが、日本各地域のこの同じ事業を進めようとしている皆さん方の一つのモデル地域になればなと考えております。従って、あくまでも漁業者のご理解をいただきながら進めて来ているということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○池上座長

ありがとうございました。本日は奈留町漁協から出口さん、五島漁協から金田さんがお見えですが、何かございませんか。

○奈留町漁業協同組合 出口参事

特にありません。

○五島漁業協同組合 金田専務

特にありません。

○池上座長

長崎県庁会場のほうに海底ケーブル関連でNTTワールドエンジニアリングマリン株式会社の田島様がいらっしゃると思いますが、何かご意見いただけませんか。

○NTTワールドエンジニアリングマリン株式会社 田島主査

わたくしNTTワールドエンジニアリングマリンの田島と申します。

当社ではNTTが設置しております海底通信ケーブルの保守・管理等をさせていただいております。今回洋上風力発電の促進区域において、既にNTTの海底通信ケーブルが設置されておりますので、先ほど説明がありましたとおり、留意事項(3)(4)に記載がありますように、既設の設備に対する風車と海底通信ケーブルの離隔を十分確保するというところが、弊社からの要望となっております。こちらの協議につきましては、事業者様にて設計を進められた段階で個別に位置の関係や、作業領域、船等の作業に対して支障がないこと等を事前に協議させていただきたいと考えております。引き続きよろしく願いいたします。簡単ではございますが、補足としては以上でございます。

○池上座長

ありがとうございました。あとご意見をお伺いしたいのが、先行事業者という立場から旅客船協会の方もお見えだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○長崎旅客船協会 木口副会長

旅客船協会の木口です。

まずですね、促進区域に全国で初めてこの崎山沖が認定されたということで大変嬉しく思っております、その上で先ほど熊川組合長がおっしゃられたように漁業との共生という形を実のある形で実現していただきたいなど。後継者難に悩んでいる漁業者の皆さんがですね、実質に漁獲、漁業者としての収入が増える形でこの再生可能エネルギーの道が進んでいって欲しいなということを思っております。

そのうえで、五島市も雇用創出という意味では、社会増が全国の離島の中では、これ稀な形で実現しましたので、この再生可能エネルギーの島づくりにおいても新たな雇用創出が図られて欲しいということを念願しております。その上で、国全体あるいは県の取り組みの中でですね、石炭火力のこと色々出ておりますので、この浮体式洋上風力発電という風力発電の事業がですね、ぜひこの、環境に配慮したエネルギーのあり方ということで、進んでいただきたいし、五島市はその先進地という形で位置付けをしていただければ、ありがたいなど。そのためにはこの事業がスムーズに進むことがなにより大事だと思っております。そのお力添えをぜひお願いしたいなど念願をしております。

よろしくお願ひしたいなと思います。

旅客船の事業者としては、特別関連する事業者がこの新たな設置区域の中で影響を受けるということではないということを確認しておりますので、スムーズな事業の進捗を望みます。

以上です。

○池上座長

ありがとうございました。あとですね、長崎県庁会場の方に長崎県旋網漁業協同組合の柳村専務がおられると思いますが、何かご意見ございませんでしょうか。

○長崎県旋網漁業協同組合 柳村専務理事

長崎県旋網漁業協同組合の柳村でございます。

事業化をされる際に発電事業者様と旋網漁業者がどれだけ理解・協調できるかということかと思ひます。協調できるところは協調するというスタンスですので引き続き情報共有と協議をお願いしたいと思ひております。以上です。

○池上座長

ありがとうございました。情報交換をちゃんとやっていこうということですね。

他に本日お見えになった方から、補足するようなことはございませんでしょうか。

ほかに意見等もないようですので、本日の説明会での意見とりまとめはこれくらいにしたいと思います。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

五島市会場の経済産業省山本でございます。

全体の進行役として、皆様に説明のお礼を申し上げさせていただきます。ここから、ご質問等の時間を設けさせていただきたいと思っております。冒頭の繰返しとなりますが、ご質問を希望される参加者は、Skype for Business のチャット欄に「〇〇番です。質問があります。」とのみ、ご記載をいただく様をお願いいたします。お時間の制約が許す限り、順番に指名をさせていただきますので、一問一答形式で質疑をさせていただきます。ご質問の際は、マイクのみONにさせていただいて、口頭で述べていただく様をお願いいたします。多くの皆様に御参加いただいておりますので、一参加者一問ずつに定めさせていただきます。事前に同様の質問が出た場合、スキップ等もご協力ください。冒頭の繰返しとなりますが、ご質問の際に、ご所属、指名等は名乗られることのないようにご注意をお願いいたします。名乗られた場合、恐縮ですが、その場でご発言を停止させていただきます。

また、公募手続き等に関する公募占用指針の説明会は別途7月に開催しております。その後も公募占用指針に関するご質問も受け付けておりました。これに関しましては公募占用指針 15 ページに記載のとおり質問及び回答は追ってホームページに公表する予定でございます。一方で、本日はこのような貴重な協議会構成員による説明会であることにも十分ご配慮もいただきまして、実りのある場としていただければと思います。それでは、これより少し時間をとりまして、ご質問をご希望の方はチャット欄に「〇〇番です。質問があります。」とご記入をお願いいたします。

それでは参加者 23 番の方、ご質問をお願いいたします。

○参加者 023 番

023 番です。質問があります。

先ほどふくえ漁協の方から、浮体式洋上風力発電の魚礁効果の話がありましたが、釣りにくい場合は別途魚礁という話がありました。浮体式洋上風力発電の場合は、係留が必要となると思いますが、今回 10 基ではなく、たくさん設置してほしいということですが、今回の場合係留には立ち入りができるという認識でしょうか。それとも、立ち入りできないという認識でしょうか。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

それでは、一度補足も含めて、熊川組合長の方をお願いしてよろしいでしょうか。

○五島ふくえ漁協 熊川組合長

実はですね、ただ今の回答になりますが、先ほどの説明にも申し上げましたが、環境省の実証事業の時には、当然いろんな調査をしますので、風力発電設備から半径 400m の範囲内については漁業を自粛してくださいという形で行っていただきました。しかしながら今回、民間の事業者がこちら（五島市沖）の方に移動させて事業を推進したいということで、我々水産業を営む者としては共存共栄、そこに集まった魚を活用したいということで、その半径 400m という規制を取っ払ってもらいたいと伝え、400m よりも小さい範囲の自粛としていただきました。今後の事業においてもそこについた魚を我々が活用できないということであれば共存共栄から若干離れるということで、確実にそのことはですね事業者の方には了解をしていただきたいと思いますと考えております。

○参加者 023 番

ありがとうございました。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

それでは、023 番のご質問に対するご回答は以上となります。

次に、009 番の方からご質問がありましたので、ご質問をお願いいたします。

○参加者 009 番

009 番です。

冒頭の説明のところ、基金のところ、五島市さんで条例を整備して透明性を確保すると説明をいただいたかと思います。条例を作られるということは、公募の期間は始まっておりませんが、期間中に条例の内容が明らかになるのでしょうか、それに基づいて基金に関する記載をしていく必要があるのでしょうか。以上、簡単ですが質問をさせていただきます。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

これは、五島市の方から補足も含めて回答ということによろしいですか。

○五島市 井川部長

五島市です。基金の条例につきましては、発電事業が始まる前に基金条例を作るようになりますので、公募が終わって事業者が選定された後に、その内容を協議しながら基金条例については進めていきたいと思っております。

○参加者 009 番

ありがとうございました。了解いたしました。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

009 番の方のご質問へのご回答は以上となります。

チャット欄に複数の方から、音声接続ができなかったのも、後日何らかの形で会議の結果を共有する方法を検討していただきたいというメッセージが寄せられております。事務局で原因を確認した上で、対応を検討させていただくことになろうかと思っております。

他にご質問はございませんでしょうか。

それでは、お三方より質問がございましたので、順番に伺います。

025 番の方、ご質問をお願いします。どうぞ。

○参加者 025 番

025 番でございます。宜しくお願いいたします。

協議会の意見取りまとめの留意事項(3)のところでは、洋上風力発電設備の設置に当たっては、関係漁業者と丁寧な協議、説明を行うこと、というふうにさせていただいておりますが、この協議に当たりましては、漁業補償も含まれるという理解でよろしいでしょうか。ご教示いただければ幸いです。

また、協議会の場が中心となると仰っていたかと思いますが、関係漁業者と個別の協議というよりは、協議会全体で協議をしていくという理解でよろしいでしょうか。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

五島市会場の経済産業省の山本ですけれども、二つご質問いただきましたので分けて対処させていただきます。

まず、一問目につきましては、誰から回答させていただくか確認をいたしますので、お時間をいただけますか。

○参加者 025 番

ありがとうございます。宜しくお願いします。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

ご質問の一点目に関しましては、今日は、水産庁からもご参加いただいておりますので、水産庁の小林様のマイクを ON にさせていただいてご回答をお願いできればと思います。

○水産庁 小林計画官

水産庁の小林でございます。聞こえてますでしょうか。

ご質問でございました補償に関しましてでございますが、これまで組合長がご説明されてますとおり、洋上風力と漁業が共存共栄していくという概念のもとで進めておりますところでございます。ですので、補償という考え方ではなく、地元とどのような形で手を取り合って進めていけるか、そういう考え方で進めていただきたいと考えております。以上です。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

水産庁さんありがとうございました。

できれば一者一問にさせていただきたかったのですが、二問目のご質問も頂きましたので、一問目の質問は以上とさせていただきますして、二問目をもう一度お願いできますか。

○参加者 025 番

025 番です。失礼しました。

関連する質問ということで言わせていただきましたけれども、漁業補償すること前提で考えていたんですけれども、そういったことも含めて、協議会を中心に漁業協調といったテーマについて協議をしていくものなのか、それとも漁業者さんと個別に協議していくものなのかといったことをご確認したかったところでございます。以上でございます。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

経済産業省の山本です。

こちらは協議会の建て付けにも係るご質問ですので、お答えをさせていただきますと、漁業関係者と連携を密に取っていただくことは今日の説明でも協議会の意見取りまとめでも述べられているので、それはお願いします。それから協議会は法律第9条によって設置しているものでございまして、協議会はこれまで公募の前にも2回開催されました。これは先ほど長崎県からもご説明がありましたとおりでございます。事業者選定後は、事業者も協議会の構成員となることを想定しています。協議会における協議事項は、経済産業省及び国土交通省で昨年6月に定めております区域指定ガイドラインというドキュメントを、ホームページ上で公開しておりますのでインターネット等で検索いただければと思いますが、その12ページに協議会の設置及び運営に関して言及している場所がございます。協議会における協議事項は、「促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関して必要な協議を行うこと」とされております。また、この区域指定ガイドラインにおいてはより具体的に3つの項目、「①促進区域の指定（変更を含む。）についての利害関係者との調整、②事業者の公募に当たっての留意点、③発電事業等に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等」というふうにも定めてございます。ですので、ご質問の点につきましては、必ずしも協議会の場でのみ協議されるも

のと限定されるものではないと考えておりますけれども、必要に応じて協議会という会議体を使って合意形成を図っていくということは当然に想定される場所であるのではないかと制度を所管している国としてお答えをさせていただきます。以上であります。

よろしいでしょうか。

それでは、他にもご質問がございましたので先に進ませていただきたいと思います。

続きまして、014 番の方、お願いします。

○参加者 014 番

014 番でございます。本日はありがとうございます。

先ほどの言及でもありました基金に関するんですけれども、条例に基づいて基金が設立されるということだったんですけれども、透明性を確保という言葉に言及がございまして、具体的にはどのようにして透明性を確保されることをお考えなのかということをお教えいただければ幸いです。以上です。

○五島市 井川部長

五島市です。

基金につきまして、条例を議会の承認を得て設置をします。その中で条例の設置の目的であるとか、使い途であるとかをお示しをして設置をすることになります。具体的な運用につきましては、基本的には漁業との協調共存のための目的という風にしますので、その辺の透明性については確保できている、確保できるものと思っております。以上です。

○参加者 014 番

分かりました。ありがとうございました。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

次が、067 番の方、ご質問ということですのでお願いします。

○参加者 067 番

参加者番号 067 番でございます。

質問ですが、取りまとめ「3. 留意事項」の全体的なところで、「選定事業者は、地元との共存共栄の理念について理解し、地域資源たる風と海を最大限活かした、地方創生にも資する発電事業の実施に努めること」ということで、「例として地元への電力供給、災害時の電力融通のための計画策定等」とございます。協議会の議事録の中でのご発言を反映しているものと理解していますが、その他、地元への施策として、特に漁業協調以外の点として、何か議論はございましたでしょうか。これからの選定プロセスの中で地域との共生、地域への波及効果といった議論かと思いますが、電力供給、災害時以外の議論があった、もしくは今後そういった議論が想定されているということがあれば教えていただけないでしょうか。

○五島市 井川部長

五島市です。そこに書かれているものは、一つの例として記載をされております。必須ではございません。ただ、それ以外にですねアイデアとして電気の使い途、地産地消でやるとか、風車の製作、メンテナンスによる地元業者の参入であるとか、風車本体の魚礁効果を活用した新しい漁撈技術の開発であるとか、新たな観光資源としての使い途であるとか色々アイデアはあるかと思いますが、そのようなものを提案していただくことが漁業との共生、雇用や新産業の創出というところになるのかなと思っております。

○参加者 067 番

ありがとうございました。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

進行の事務局でございます。今、ご質問の希望があった方々に対しましては一通りお答えをしていただいたところでございます。

それでは、参加者番号 057 番の方、お願いします。

○参加者 057 番

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

先ほど漁協の方から半径 400m の範囲での離隔距離を取っ払ってもらえたらというご発言があった中で、例えば海洋の構造物が船の付近に作られるということで、また夜間にもそういったものが現れるということで、漁業に関する懸念というものが上がっているということはありませんでしょうか。教えていただけますと幸いです。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

すみません。057 番の方、五島会場でご質問の意味を捉えかねている方もいらっしゃいますので、もう一度ご質問いただいてもよろしいでしょうか。

○参加者 057 番

057 番ですが、先ほど半径 400m の範囲での漁業というものに制限がかかっているのを取っ払ってもらえたらというご発言があったのですが、むしろ 400m 以内で漁業をすると、船のすぐ近くまで海洋構造物が近づいてくるということで、そちらへご懸念もあるのかなといったところでご質問させていただいた次第でございます。実際にそのような声が上がっていたら教えていただければと思います。

○池上座長

半径 400m は浮体のところから係留チェーンの先までの範囲で、漁業は自粛してくださいということで実証事業は行いました。係留の方法により、例えば 1000m とかになりましたらその範囲は広がりますし、どの範囲が危険になるかというのは変わってくると思いますので、実際事業者が決まってどういった係留方法で浮体を設置するのかということを含めて、考慮しながら範囲を決めていかなければならないと思います。漁業の観点からすれば、制限範囲は小さくしたいわけです。それに浮体の構造だとか、実証事業は一本のスパータイプでしたが、必ずしも一本の柱ということではなく複数の柱ということもありますから、その形状や係留の方法によって漁業を自粛してもらう範囲も決まってくると思いますので、それは今後計画を進めていく上で色々と検討をしていくべきものじゃないかなと思います。以上です。

○五島ふくえ漁協 熊川組合長

補足させていただきます。漁協の熊川です。今池上先生が言ったように、チェーンがあるので操業しにくい。したがって、風力発電と風力発電の間を魚が行き来するように行政のお力も借りて、魚礁を入れていただいてそれを漁業者が活用するという方法も生まれてくるんじゃないかなと考えております。

○参加者 057 番

教えていただきありがとうございます。

○資源エネルギー庁 山本課長補佐

進行役の山本でございます。今のご質問については、池上座長と熊川組合長にご回答いただきました。ありがとうございます。

それでは、ご質問が一通り終了したようですので、予定より早いですが、一旦ここで質問を区切らせていただきたいと思います。五島市、長崎県庁、霞ヶ関の協議会構成員の方は補足等ございませんか。

他にご質問等よろしいでしょうか。

それでは事務局の経済産業省山本からです。接続の問題で、チャット欄にも数名の方から書き込みがございましたが、本日の説明会の内容の公開については、説明会終了後に事務局で検討させていただくとお伝えしたところです。昨今の情勢により、今回はオンラインでの開催とさせていただきましたが、色々ご不便をおかけしたことについては、今後事務局としても改善して参りたいと思いますのでご容赦いただければ幸いです。

それでは、予定よりも早いですが、質疑応答を終了させていただきまして、本日の長崎県五島市沖公募における協議会構成員による説明会につきましては終了とさせていただきます。本日はご多用のところご参加をいただきまして誠にありがとうございました。

— 了 —